

第7章

中国・香港CEPAと東アジアFTA構想

竹内 孝之

はじめに

中国は積極的に各国とのFTA締結を模索しているといわれる。しかし、中国は、日本の経済連携協定（EPA）と異なり、FTAの目的や内容の最低基準などを設定していない⁽¹⁾。そのため、中国が締結する地域貿易協定（以下、RTA）の内容は、相手国・地域や交渉枠組みによって大きく異なる。

最恵国待遇原則を掲げるGATT/WTOは、特定国との貿易を優遇する特惠貿易協定（以下、PTA）を禁じている。FTAの締結は、締約国間の貿易に対する実質的にすべての関税や通商規制を撤廃し、かつ第三国との貿易障壁を高くしない場合のみ、例外的に許される（GATT24条8項b）。ところが、授權条項は、先進国よりも緩やかな条件でのFTA締結を途上国に認めている。そのため、途上国が締結するFTAは、実質的なPTAになる恐れもある。

2002年に枠組み協定が締結されたASEAN・中国FTA（以下、ACFTA）⁽²⁾もその一例である。また2000年4月、中国は名目上もPTAであるバンコク協定に加盟した。さらに2005年11月、同協定初の閣僚級会議を北京で開催して、アジア太平洋貿易協定と改称したように、同協定の再活性化に積極的である。こうした事例は、中国がRTA締結に積極的であるものの、FTAに拘っていないことを示している。

中国が初めて締結したFTAは、中国・香港経済緊密化処置（Closer Economic Partnership Arrangement 以下、CEPA）である。このCEPAを

分析すれば、中国が先進国並みの本格的なFTAを締結しうるのか、そして日中のFTA戦略に接点を見出すことができるのか、占う材料が抽出できるはずである。具体的には、(1) CEPAの詳細、(2) CEPA合意にいたるまでの政治過程、(3) CEPA実施における実効性の3点である。仮にCEPAがFTAとして十分機能しうるのならば、中国と日本のFTA戦略の差は縮まり、質の高い東アジアFTAが実現する可能性もみえてくるだろう。

こうした問題を検討するため、香港側の視点からCEPA交渉の経緯や譲許内容および、その実効性について検証する。また、必要に応じて日本・シンガポール新時代経済連携協定 (JSEPA) と比較しながら、CEPAを評価する。なぜなら、JSEPAとCEPAには2つの共通点があるからである。第1に、いずれも日本と中国が初めて締結したFTAである。第2に、締結相手であるシンガポールと香港は、ともに自由貿易政策を採用した一都市圏からなる国・地域である。確かにシンガポールは製造業や開発研究を重視しており、製造業の高度化が進まなかった香港と異なる点もある。しかし、シンガポールとは先進国たる日本がFTAを締結したのである。したがって、この差異はハンディキャップとみなして、本稿の分析では考慮に入れないこととする。

第1節 CEPAの経緯およびFTAとしての完成度

1. 香港とFTA

かつてのGATTや今日のWTOでは、その加盟資格を主権国家に限定せず、関税自主権をもち、かつ関連する政策実施が可能な独立関税領域の加盟を認めている。香港は1986年に当時の宗主国であったイギリスのスポンサーシップ (GATT26条5項c) によって、通常の加盟交渉を経ずにGATTのメンバーになった。メンバーとなった独立関税領域は、主権国家のメンバーと同様に扱われる (GATT24条1項)。また、香港特別行政区基本法でも、「中国香港」の名義により、PTAを含む貿易協定に参加することがで

きると規定している（同116条）。したがって、香港も独立関税領域として、FTAを締結する権能を有している。

しかし、香港は中国以外の第三国とFTAを締結する見込みがなく、FTA推進へと方針転換した他の東アジア諸国に大きく後れを取っている。確かにニュージーランド（以下、NZ）とのFTA構想が存在し、NZ政府は2001年に香港との経済緊密化（Closer Economic Partnership）協定に関して単独で調査報告書（New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade 2001）を作成した。だが、その後、香港とNZ間のFTAに関する動きは伝えられていない。香港が締結したRTAは、中国本土との間に締結したCEPAのみである。

香港によるFTA締結が進まない理由のひとつは、香港政府の保守的な通商政策にある。官僚だけではなく、董建華・行政長官（当時）も2000年の来日時に、多国間での貿易自由化交渉を重視し、日本と香港間のFTAに慎重な姿勢を示した（『毎日新聞』2000年3月17日）。さらに、任志剛（Joseph Yam）金融管理局総裁は、地域主義をグローバリズムにとって危険なものであると発言している（『工商時報』（台湾）2000年11月3日）。理由の2つめは、香港はすでに自由貿易政策を採用しているため、第三国にとって香港とわざわざFTA交渉をする意味はないことである。2つめの理由は香港では一般的に広く信じられている。確かに財の貿易ではそのとおりである。しかし、サービス分野については、妥当な説明であるといにくい。香港では、法定カルテルが存在する一方で、独禁法や競争政策を担う機関が存在しない。そのため、香港域内市場向けのサービスには、譲許の余地が残されている。

CEPAのきっかけは、2001年の中国のWTO加盟である。中国のWTO加盟は第三国からみると、中国本土市場の開放を促す。しかし、香港からみると、(1) 中国本土市場での第三国企業との競争が激化する、(2) 香港の person 費や不動産はコストが高いため、将来は香港を回避した対中国貿易や投資が増加するなどのリスクも懸念された。こうしたリスクを軽減しながら、より多くの商機を確保する手段として、香港総商会は、香港・中国間で地域貿易協定を締結するよう、香港政府に提案した（香港総商会 [2000:

12-13])。そのため、同提案では、中国のWTO加盟議定書によるサービス分野の譲許を、FTAによって香港企業向けのみ早期実施することに大きな関心が向けられた。こうした優遇政策を合法的に行うためにFTAが提起されたのである。このようにCEPAは中国本土側譲許のみを目的とした特殊なFTAといえる。

CEPA協定では政治的な考慮もなされている。一国家二制度の原則を遵守することは、第1に中国本土と香港の既存の制度を改変しないことが含まれる。中国本土はWTO加盟議定書により経済法制度の改変を求められているが、CEPAはそれ以上の改変を求めている。第2に、CEPAはFTA類似処置とされ、FTAそのものではないと中国政府は定義づけている。台湾のGATT・WTO加盟や第1期陳水扁政権による兩岸FTA構想の提案などにより、独立関税領域の地位問題が中国にとって敏感な問題になった(竹内 [2001: 173-174])。そのため、中国政府はFTAを主権国家間で締結する条約だというWTO規定とは異なる解釈を行っている。FTAがAgreement (協定) であるのに、CEPAはArrangement (処置、中国語では「安排」と呼称されたのも、こうした背景がある。

また、CEPAでは、中国本土と香港の間の紛争についてWTO機構での解決を避け、双方間でのみ処理する制度を取り極めている。これも、一国家二制度や、独立関税領域の地位問題を表面化させないためだと思われる。

非市場経済国の認定 (CEPA第4条) は、アンチダンピング (以下、AD) と関係がある。非市場経済国の価格決定が不透明であるとの理由から、ダンピングの事実認定が市場経済国に対するよりも緩やかである (GATT第6条)。そのため、諸外国が中国を非市場経済国とみなすかぎり、中国はADの発動を受けやすいことを意味する。ただし、香港にはAD発動に関する制度がないため、CEPA第4条には象徴的な意味しかない。

対立の露呈を回避する方法として、香港と中国本土間ではADや補助金対抗処置など、WTOで規定された対抗処置の不使用が合意された。仮に一方が輸入の急増などにより深刻な被害を受けた場合は、臨時的処置としてCEPA優遇の適用停止をもう一方に申し入れることができる。さらに第6章第19条において、中国商務部と香港工商科技局による連合指導委員会

表1 中国・香港 CEPA の協定文書

協定本文(CEPA I)	2003年6月29日締結, 2004年1月1日発効
<ul style="list-style-type: none"> ・総則(第1章): 一国家二制度とWTO規則の遵守(第2条)。 中国本土を市場経済と認知(第4条) ・財の貿易(第2章): 関税免除(第5条), 数量制限の撤廃(第6条)。AD(第7条)・補助金対抗処置(第8条)の不発動, 緊急時のCEPA臨時停止(第9条)。 ・原産地規則(第3章): 詳細は付属文書2および3に規定(第10条のみ)。 ・サービス貿易(第4章): 市場アクセス(第11条), サービス供給者について(第12条), 金融協力(第13条), 旅行協力(第14条), 資格相互認証(第15条)。 ・貿易投資促進処置(第5章): 詳細は付属文書6に規定(第16条および第17条)。 ・その他(第6章): 連合指導委員会の設置(第19条), 雑則など。 	
付属文書(CEPA I)	2004年10月27日締結, 2005年1月1日発効
<p>財の貿易: 関税免除リストに273品目を掲載。 原産地規則を制定。付加価値基準の場合, 原産地比率30%以上を要求。 加工工程基準, 関税分類変更基準も併用。</p> <p>サービス貿易: 優遇リストに18分野を掲載。 香港サービス提供者に関する定義を制定(香港での営業実績3年間を要求)。</p>	
補充協議(CEPA II)	2003年9月29日締結, 2004年1月1日発効
<p>財の貿易: 関税免除リストに713品目を追加。 うち香港で生産実績のあるものが529品目, ないものが184品目。</p> <p>サービス貿易: 優遇リストに8分野を新規掲載。11分野に優遇政策を追加。</p>	
二次補充協議(CEPA II)	2005年10月18日締結, 2006年1月1日発効
<p>財の貿易: 発効時において, 全品目への関税を免除。 261品目の原産地規則を追加制定。残りは企業の申請に応じて毎年2回追加。</p> <p>サービス貿易: 10分野に優遇政策を追加。</p>	

(出所) 各CEPA関連文書を参照して筆者作成。

の設置が規定されている。同委員会は少なくとも年1回開催され, CEPA実施状況の監督・指導を行うほか, CEPAの臨時停止を含む紛争処理も担う。

2. CEPAの完成度

次にCEPAの協定内容を概観し, FTAとしての完成度について検証する。

(1)本協定と中間協定

まず, CEPAは協定文書が複数に渡るステップバイステップ型の協定である(表1を参照)。香港返還6周年に間に合わせるため, 2003年6月末に

6章23条からなる協定本文のみが締結された。間に合わなかった財・サービス貿易の譲許内容は3カ月後に締結された付属文書に記載され、協定本文と共に翌2004年元日に発効した。これがCEPA第1段階（以下、CEPA I）である。補充協議の発効（2005年元日）後がCEPA第2段階（以下、CEPA II）、二次補充協議の発効（2006年元日）後がCEPA第3段階（以下、CEPA III）と呼ばれる。

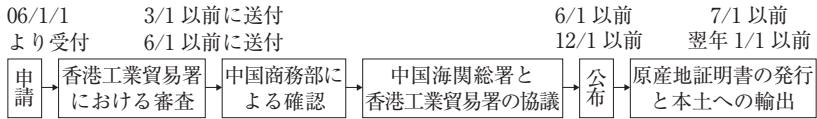
GATT24条5項(c)において、FTAの中間協定には妥当な期間内にFTAを完成させる旨を計画および日程を含めて、記載する必要がある。妥当な期間について明確な規定はないが、10年ほどとされている。CEPAの場合、協定本文が実質的な中間協定である。その第5条第2項において、2006年1月1日までに、財の貿易上についてゼロ関税を達成するとの目標が明記されている。さらに2次補充協議において、その実現が盛り込まれたため、GATT24条5項(c)には違反しないものと思われる。

(2)財の貿易

中国・香港の両政府は、GATT24条5項に基づくFTAとして、CEPA Iを2003年12月に、CEPA IIを2005年1月にWTOに通報した。CEPA I、IIでは関税免除を行う品目を列挙するポジティブリスト方式を用いた。CEPA I対象品目は香港の対中地場輸出の64%と推計された（工商科技局[2005：付件A－貨物貿易－7]）。CEPA II以後では、90%を超えると推計された。そこでCEPA II実施後、2005年2月にWTOのRTA委員会の審査を受けた。さらに、CEPA IIIでは2006年元日より、全ての香港産品に対して中国本土側の関税を免除すると規定した。そのためCEPA協定とWTO規定との整合性は問題にされていない。

品目の分類方法は輸入者側である中国本土の関税コードに基づいている。一方、原産地規則は香港基準を土台として、交渉が行われた。CEPAの原産地規則では、特別工程基準、関税分類変更基準、付加価値基準を併用している。付加価値基準の場合、CEPAは原産地比率30%を要求している。JSEPAやNAFTA、EUは概ね60%を要求しており、CEPAよりも厳しい。CEPA III（合計1369品目）では、1104品目（74%）に対して特別工程基準を、

図1 原産地規則の制定過程(CEPAⅢ以降、毎年実施)



(出所) CEPA 二次補充協議を参照して筆者作成。

155品目（11%）に対して関税分類変更基準を、9%に対して付加価値基準を引き続き適用する。ただし、香港ブランドの腕時計のみ原産地比率30%以下でも適用対象となる。残りの水産品（6%）には別途基準が設けられた。しかし、原産地規則が未制定の品目も残っている。今後は年2回、企業の申請に応じて、香港政府と中国政府が協議し、合意されれば新しい原産地規則が追加制定されることになっている。そのため、原産地規則のない品目をゼロ関税で中国本土へ輸出するには、半年もしくは1年ほどの時間を要する（図1参照）。

(3)サービス分野

サービスの貿易は、1995年のWTO設立にともなって生まれた概念である。その厳密な定義は難しい。WTOにはサービス貿易に関する一般協定(GATS)がある。GATSでは、サービスを154分野に区分している。当初から各国の譲許はポジティブリスト方式である。そのため、FTAのWTO整合性は問題にされにくく、また、その効果も評価しにくい。財の貿易では、品目の分類方法が国により若干異なるが⁽³⁾、貿易総額に占めるFTAの適用額や関税の削減額などを算出して評価することが可能である。しかし、サービス分野では、FTAの評価も正確に行うことは難しい。関税と異なり、個々のサービス分野の譲許を数値で表現するのは難しい。さらに、分野に加えて、GATSではサービス貿易を4態様に分類している。つまり、サービス分野の分類項目は、分類数×態様数、つまり600以上に分けられる。

- ・ 第1モード——国境を越える取引
- ・ 第2モード——海外における消費
- ・ 第3モード——業務拠点を通じたサービス提供
- ・ 第4モード——自然人の移動によるサービス提供

第2モードは消費者が(旅行など)移動した先で購入するサービスを指す。第3モードは本来、投資である。香港や多くの先進国では、サービス貿易額を発表している。しかし、その概念自体が厳密ではなく、また財の貿易における税関のように、サービスの越境取引や消費を統一的に把握することもできない。

ここでは譲許内容自体を検討する。香港工業貿易署は一般向けにCEPA譲許を28分野に及ぶと説明しているが、これでは他のFTAと比較できない。そこでGATSで採用されているサービス分類リスト(GNS/W/120)に準拠して数え直したのが、表2である。CEPAの全譲許は54分野に及ぶ⁽⁴⁾。ただし、中国本土側の譲許のみであり、香港側の譲許は全くない。開放の度合いをみると、以下のようになる。

- ①開放された項目が多い分野：自由職業サービス、コンピュータ、不動産、建設、流通。
- ②開放された項目が比較的多い分野：金融、観光・旅行、運送(海上、道路、運送補助)。
- ③開放された項目が比較的少ない分野：リース・レンタル、通信、娯楽、運送(上記以外)。
- ④開放された項目が全くない分野：研究・開発、教育、環境、健康・社会事業。

①や②は、香港側にとって重要度が高い分野である。これは、専門職が職能団体を通じて比較的強い政治的影響力をもつからである。③は、香港にとって重要であっても、中国本土にとって敏感な分野を含んでいる。

WTO地域貿易委員会の審査では、CEPA譲許が第3モード(香港独資の新規もしくは早期開放)に偏っていると指摘された(World Trade Organization, Committee on Regional Trade Agreements [2005:4])。しかし、多くの分野の第1、第2モードは、すでにGATS譲許により開放されている。また、限定的だが、CEPAでは第4モードに関わる資格の相互認証も自由職業や建設業を中心に実施されている。

ただし、WTO譲許の早期実施がCEPA交渉において重視されたのは確かである。そのため、香港側が強い関心を示さなかった④はCEPA交渉から

表2 サービス分野における中国の譲許数

開放した分野	(数)	GATS	CEPAⅢ	新規
実務サービス	46	23	16	4
自由職業	11	8	8	1
コンピュータ	5	4	2	0
研究・開発	3	0	0	0
不動産	2	2	2	0
リース・レンタル	5	0	0	0
その他	20	9	4	2
通信	24	16	6	1
郵便	1	0	0	0
クーリエ	1	1	0	0
通信	15	13	3	0
音響映像	6	2	3	1
その他	1	0	0	0
建設	5	5	5	0
流通	5	5	4	0
教育	5	5	0	0
環境	4	4	0	0
金融	17	12	11	1
保険	4	4	4	0
銀行・証券等	12	8	7	1
その他	1	0	0	0
健康・社会事業	4	0	0	0
観光・旅行	4	2	2	0
娯楽・文化・体育	5	0	1	1
運送	35	12	9	3
海上	6	2	3	1
内陸水路	6	1	0	0
航空	5	1	2	1
宇宙	1	0	0	0
鉄道	5	1	0	0
道路	5	1	2	1
パイプライン	2	1	0	0
運送補助	4	4	2	0
その他	1	1	0	0
合計	154	84	54	9

(注) GATS サービス分野分類リストに基づく。

(出所) 中国 WTO 加盟議定書および CEPA 協定各文書より筆者作成。

排除された⁽⁵⁾。中国のWTO加盟議定書におけるサービス分野の譲許には、外資比率の規制、営業地域・都市の規制、それぞれの規制緩和（市場開放）の時期が記載されている。早期開放のほか、他の2つの規制についても追加譲許された例もある。

こうしたGATS譲許と重複する分野を除くと、CEPAの新規譲許はわず

か9分野にすぎない。JSEPAの新規譲許は、シンガポール側77分野、日本側32分野である。公平を期すためには、もともとのGATS譲許を考慮すべきである。シンガポールは62分野、日本は102分野⁽⁶⁾、中国は84分野である。これらの数値を合わせると、GATS+JSEPA譲許はシンガポール139分野、日本134分野となる。GATS+CEPA譲許（中国本土）は93分野にすぎない。日本のGATS譲許にも及ばないのが、実態である。

3. CEPA譲許に対する総合評価

CEPAは二次補充協議によるCEPAⅢにおいて、一応の完成をみた。WTO規定との整合性のみ考えると、CEPAには大きな問題がないように思われる。しかし、財の貿易に関する交渉では、香港の地場輸出が国内産業への脅威になり難いにもかかわらず、中国政府の態度は慎重であった。とくに品目毎に譲許を検討するアプローチは、CEPAⅢ以降においても実質的に残っている。確かにゼロ関税の品目が追加される機会は、年1回から2回に増える。この点は改善といえる。しかし、残りの原産地規則を企業の申請に応じて検討するのは、事後的な規則制定であり、本来の自由貿易から乖離した処置といわざるをない。

サービス分野における開放の程度は、JSEPAに比べても、さらに日本のGATS譲許だけと比べても劣っている。また、CEPA交渉の段階を重ねるごとに、中国本土側の譲許は縮小していった。CEPAⅢでは、既存開放分野の市場アクセス拡充に留まり、未開放分野に関する新規譲許はなかった。今後、仮にCEPAⅣ交渉が行われても、大きな成果は望めないだろう。ただ、中国本土側ばかりが慎重だと決め付けるのは公平さを欠く。香港側はCEPAにおいて一切の譲許を行っていないからである。香港といえども、サービス分野の約束表では未開放、あるいは制限の残る項目があることも付しておく。

第2節 CEPA交渉過程

1. CEPAの政治的背景

香港政府は、WTOを重視する立場からFTAなど地域貿易協定に否定的であった。また、FTAは経済統合の第1段階とされている。そのため、FTAが中国本土と香港における独自制度の維持をうたった一国家二制度の方針に抵触するのか、当時は十分に議論されておらず、敏感な問題とされていた。そのため、CEPAは当初FTA類似処置と称された。また2000年3月に、香港総商会から提案を受けた董建華・行政長官は、当初やや慎重な姿勢をみせたという⁽⁷⁾。

しかし、香港総商会の提案があった2000年は、董長官にとって政治的に敏感な時期であった。彼の任期は翌2002年6月までであり、次期行政長官選挙が2001年12月に控えていた。そのため、再選には、選挙前に実績を上げ、財界などの支持を取り付ける必要があった。行政長官は、選挙委員会によって選出される。選挙委員会は、各産業界や職能団体の代表によって構成されている。同選挙は自由選挙でなく、対立候補が現れる可能性も少ない。また、董長官の第1期目はアジア通貨危機以後の不景気が続いた。ただし、香港政府は基本法により財政均衡を義務付けられ、ケインズ的な景気回復政策を実行できない。そのため、不景気そのものは彼の責任といえない。しかし、彼自身の政策立案や行政管理能力にも疑問がもたれていた。まず、彼の目玉政策であった積極的な住宅供給は、不動産価格の下落を憂慮する不動産業者や資産家の反発を招き、撤回せざるを得なくなった。さらに、鳥インフルエンザが流行した際は、対応が遅れ、混乱を招いた。

一方、FTA類似構想の提案は、中国政府さえ同意すれば、実現が比較的容易である。また、2000年6月には、北京を訪問した香港総商会の理事が、中国政府からFTA類似構想に前向きに対応するとの回答を得た旨を書簡で董長官に伝えた（香港総商会 [2003:4]）。そのため、FTA類似構想は、董

長官にも都合の良い提案となった。

中国政府が一方的な譲許を行ったことには、3つの理由が挙げられる。

(1)一国家二制度を「維持」するための経済支援

香港経済の動向は事実上、一国家二制度の有用性を示すバロメーターである。香港の投資元である諸外国の政府・企業だけではなく、とくに台湾に対して香港経済の失敗をみせることを避けねばならない。それは、将来、一国家二制度の適用によって台湾を統一するためである。そのため、中国政府は香港の経済不況を改善し、台湾に対する求心力を維持する必要があると思われる。

(2)香港華人資本への配慮

一国家二制度には「港人治港」つまり自治が含まれる。しかし、中国政府は、返還前から続く行政主導・経済重視の政治が維持されつつ、中国の意向に沿う人物が香港政治を指導することを望んでいる。香港華人資本は、そうした政治家の供給源であるため、彼らからFTAの提案があれば、中国政府も考慮せざるを得ない。また、仮に中国政府が董建華政権を見捨てれば、香港における民主化要求が勢いづく危険もある。CEPAに応じたことは、中国政府が董建華政権を支持する姿勢を示すためでもあった。

(3)香港における中国資本企業の存在

香港では中国資本（以下、中資）企業も多く、これらの企業も香港に対する譲許から利益を享受しうる。また、人民元の流通では中国銀行が、大陸からの香港観光など関連処置では中国旅行社や中資系ホテル等が恩恵を受ける。そのため、大陸のサービス市場の早期開放や香港経済の支援処置には、香港華資に対する一方的な利益供与といえない側面もある。

2. CEPAをめぐる政策過程

(1)香港総商会のCEPAへの関与

このように、香港の経済界は、CEPA交渉を開始させた重要な要素である。また、香港総商会は、CEPA交渉開始後も度々、企業の要求をまとめ、意見書を香港政府に提出してきた。しかし、香港総商会にとって、CEPAの内容や交渉枠組みなどに不満も残っているようである。

不満の背景には、CEPAを早期妥結させなければ、WTO譲許の早期実施が十分享受できないという時間的な焦りがある。そのため、香港総商会はCEPA締結後（2003年11月）、産官学が集ったJSEPA共同検討会合の例を挙げて、後の補充協議において「香港－内地商会联席会」を元にセカンドトラックを設けるべきだと主張した（香港総商会 [2003:95]）。ところが、実際のCEPA交渉過程では香港政府（工商科技局および、その管轄下にある工業貿易署）と中国政府（商務省）の間でのみ行われ、セカンドトラックの設置や共同研究は一切行われていない。香港総商会はCEPA交渉に関して商務省に接触する直接経路がないため、香港政府を通して間接的にしか要求を伝えることができなかった。

ただし、時間的な制約上、合意可能な事項から実施するためCEPA交渉がステップバイステップ型になったことは、結果的に上記の問題を緩和したように思われる。交渉過程が非公開であっても、締結された協定の内容は公表され、香港総商会はそれらに対する意見や要望を出すことができた（表3）。これらの要望書や報告書は大枠の議論だけでなく、業界毎の具体的な要望にまで詳細に触れており、譲許に関する政府間交渉の土台となった。実際に、具体的な譲許内容をめぐる交渉に着手する第3回交渉の前に、香港総商会は具体的な要望書を香港政府に提出した。結果的に、これに関する対応について中国本土側との調整は難航した。そして、2002年5月に予定されていた第3回交渉が度々延期された後、協定本文を締結する見通しが付いた2003年3月までCEPA交渉に関する情報は途絶えてしまった。大枠の議論を行った第2回交渉までとは異なり、前向きな発表が難しくな

表3 香港総商会による CEPA に関する要望書

タイトル	公表時期	趣旨
(a) 従中国加入世贸対港商の影響 "China's Entry into the WTO and the Impact on Hong Kong Business"	2000年6月	董建華行政長官に FTA 類似処置を 提案(同年前半)。彼の同意後、冊子 を公表。
(b) CEPA Wish List	2002年3月	CEPA に関する要望を梁錦松財政司 (当時)に提出。要旨を機関誌 "The Bulletin" 4月号に掲載。
(c) CEPA Questions- I	2003年7月	CEPA 本協定締結後、疑問と要望を 提示。
(d) 内地與香港更緊密經貿關係按排 商界評估報告』 "CEPA - Business Assessment"	2003年11月	具体的な譲許を示した付属文書の締 結を受け、その内容を分析評価。
(e) CEPA III - HKGCC Wish List	2004年12月	CEPA の実施状況と、CEPA II 発表 を受け、CEPA III で追加すべき項目 を提示。
(f) 同 Supplement	2005年7月	

(注) (a) および (d) は中文と英文の冊子。

(出所) 香港総商会ウェブサイト (<http://www.hkgcc.org.hk>)。

ったためと思われる。

しかし、CEPA本協定付属文書の締結後は、締結→実施→評価→改善提案(→補充協議の締結)のサイクルが2回に渡り、実施された。締結と実施は政府レベル、評価と改善は香港総商会など民間企業側で行われる。このサイクル過程では、中国政府は中国本土側譲許の受入れ・拒絶を決める権利をもっている。しかし、WTO協定の制約上、一度受け入れた譲許は取り消すことが許されない。また、あからさまに非協力的な態度を取れば、一国家二制度に対する信頼を保つうえで政治的に悪い影響をもたらす可能性がある。そのため、中国政府は本土側譲許に関して無制限な拒否権の発動を行いにくい。一方、香港総商会は一度拒絶された内容でも、次の補充協議において再要求することが可能である。

つまり、理論上、香港総商会は香港政府が中国政府との間に立っている点を除けば、交渉上、有利な立場にある。では、妥結されたCEPA譲許は、どの程度、香港総商会からの要望を反映しているのだろうか。

(2)財の貿易に関する要望

前述のように関税撤廃は比較的速やかに決定された。そのため、具体的な争点は原産地規則に関連する問題となる。香港総商会は、香港の原産地

規則の採用と付加価値基準の緩和を求めた。まず、原産地比率の要求を25%へ引き下げ、また香港比率20%と本土比率20%の場合も可とし、さらに開発研究費も算入できるよう求めた(Hong Kong General Chamber of Commerce [2003])。香港原産地規則の採用は概ね実現したが、原産地比率要求の引き下げは開発研究費の算入を除くと実現しなかった。

ただし、腕時計のみ、香港ブランド(香港登記済みの外資系も含む)製品のみ原産地比率要求が撤廃され、部品の原産地比率に関わりなく、設計・組立・品質管理などを行うだけでCEPAが適用されることになった。こうした高級品を除くと、輸出に関心のある企業は少なく、香港総商会の要求もサービス分野ほど詳細ではなかった。

(3)サービス分野に関する要望

GATS譲許における独資への許可や地域制限の撤廃に関する早期実施は、CEPA Iで実現したものが多し。また、専門職業サービスに属する法務(弁護士業務)、建設業、流通、銀行では、同一の分野にもかかわらず、3段階とも追加譲許が実現している。いずれも、中国本土において発展が期待されるが、香港から専門的な人材やノウハウを補う必要のある分野である。また、職業紹介・仲介やケーブルテレビ局の運営(広東省のみ)のように、比較的敏感な分野でも新規譲許がみられた。CEPA IIIでは、旅行代理店、映画館経営での独資の許可、さらに認可映画・テレビ番組の輸入数量制限の撤廃も、製作会社の香港資本比率と製作スタッフが50%以上であることを条件に譲許された。

ただしCEPA IIIにいたっても、実現されなかった項目や分野もみられる。専門職業サービスに属する会計士業務では、法務と異なり、香港の資格だけで可能な業務が皆無なため、不満が表明された。電信もCEPA IIIにおいて開放分野の大幅拡大と独資の認可を求めたが、実現しなかった。また、銀行業では自己資本規制を各支店単位から本土全体に対して行うよう求めた点が認可されたものの、クレジットカード、個人ローン、債権や投資信託の仲介はCEPA IIIでも認められなかった。さらに、金融業でも保険や証券での譲許は、証券業務の資格に関する処置を除くと皆無である。運輸に

については、陸上貨物運輸や貨物発送業務への参入に必要な資本金の額を減らすよう求めたが、実現しなかった。職業仲介は職業紹介業で認められた独資の認可を求めたが、実現せず、香港資本比率は70%以下のみ可とされている。さらに、GATS譲許に全く含まれていない教育分野や環境分野（表3の(f)では、「公益事業」として記載）の開放も要求したが、全く実現しなかった。ちなみに、小売業では30店舗を超える場合、CEPAⅢでは香港資本の最大比率が49%から51%に緩和されたのみであり、独資は認められていない。ただし、香港総商会の文書をみるかぎり、流通業界は独資の認可を要求していないようである。

また、香港総商会は外資系企業へのCEPA適用に支障が出ないか、懸念を表明していた。しかし、CEPAの原産地証明書やサービス供給者証明書に関しては、(香港)工業貿易署の他に、香港総商会を含む香港の経済団体が認定機関とされた。香港域内の手続きに関しては、懸念が払拭されたといえる。ただし、サービス分野では中国本土側の手続きにおいて、運用上の問題がある。この点は、次節において述べる。

3. WTO加盟直後の新規・追加譲許の難しさ

JSEPAと比べてCEPAのサービス分野の譲許は少ない。その原因のひとつは香港総商会の加盟企業が関心をもたない分野があったことである。しかし、それ以上に中国本土側がWTO加盟を果たしたばかりで、GATS譲許以上の開放が難しいことが大きな原因であったと思われる。香港総商会のCEPAへの関与は、香港政府を介してのみ可能だったという意味で限定的であった。しかし、CEPAに関する報告書や要望書をみれば、その回数と分野の広さ、そして要求の細かさ分かる。それにかけた手間や時間は、JSEPAにおける産業界の関与を大きく超えているのではないだろうか。確かにCEPA交渉の形式は、ACFTAと同じく、「簡単なことから先に合意し、難しいことは後に回す」ステップバイステップ型である。しかし、交渉開始から4年間の間に、香港総商会は難しい譲許も要求するよう政府に迫っていた。したがって、CEPAとACFTAの交渉過程は大きく異なると

いえる。

第3節 CEPAの効果と実効性

1. 香港におけるCEPAの経済効果

CEPAの目的は、香港経済の活性化と就業機会の増加が挙げられる。そのための手段として、香港における製造業の復活や産業高度化、中国本土市場へのアクセスの確保、中国本土の観光客の香港旅行の解禁・促進が講じられた。

香港経済の活性化では、中国本土住民による香港への個人観光旅行の解禁が大きい。従来、中国本土住民は第三国への往来での経由や団体旅行による香港への旅行のみであった。2003年中に珠江デルタの主な都市と、上海、北京両市の住民に解禁され、2004年中に広東省全域と江蘇省（南京、蘇州、無錫）、浙江省（杭州、寧波、台州）、福建省（福州、アモイ、泉州）の各3都市に拡大された。2005年に入ってから、天津、重慶両市の住民も加えられた。2003年の時点で、中国本土住民の人民元持出し上限額は6000元であった。ところが、香港金融管理局と中国人民銀行は2003年11月に、中国本土住民が香港でクレジットカードを利用可能とする覚書に調印した。そのため、香港での消費には、事実上歯止めがなくなった。さらに2004年12月には人民元の持ち出し上限額が2万元に引き上げられた。2004年、中国本土住民の香港における消費額は64億8600万香港ドルであり、香港のGDPは約45億4000万香港ドル、0.36%押し上げられたと推計される（香港工商科技局）。ただし、財の貿易やサービス分野のGDPへの影響は不明である。

就業機会の増加に関しては、香港域内と中国本土での就業に分けられる。香港域内の雇用増加については、CEPA Iに限った推計がある（表4）。雇用創出のほとんどが、サービスと中国本土からの個人観光の解禁によるものである。ただし、サービス貿易による創出は2004年分だけでは比較的小さく、2005年に急増するとされている。しかし、2005年になってサービス

表4 香港における CEPA I の雇用創出(推計)

(単位：人)

	財の貿易	サービス貿易	個人観光	合計
2004年	1,000	1,959	16,588	19,547
2005年	1,280	8,194	—	9,474
合計	2,280	10,153	16,588	29,021

(出所) 工商科技局 [2005：3]。

表5 CEPA 原産地証明書の発行状況
(2005年12月末までの累計)

品目	申請 件数	発行件数		
		総数 ⁽¹⁾	CEPA I	同 II
飲食品	1,285	1,254	12	1,242
残飯・飼料	1	1	—	1
化学製品	581	544	449	95
薬用品	1,738	1,711	1,613	98
着色料	451	436	411	31
化粧品	22	20	20	—
プラスチック	1,241	1,223	1,126	99
皮・毛皮製品	7	6	4	2
紙・印刷物	727	690	690	—
紡績・衣服	3,742	3,458	3,260	367
装飾品・貴金属	72	71	71	—
金属・同製品	348	340	134	206
機械類	6	5	—	5
電気・電子製品	254	248	239	9
光学・映像機器	17	14	11	3
時計・同部品	60	53	53	—
玩具・運動用品	1	1	1	—
その他	2	2	—	2
総計 ⁽²⁾	10,532	10,055	8,094	2,151

(注)(1) 1通の原産地証明書に CEPA I・II 譲許品目が併記される場合もあるため、I と II の発行件数の合計とは一致しない。

(2) 1通の原産地証明書に複数の品目が含まれるケースもあるため、各品目の申請および発行件数の合計とは一致しない。

(出所)(香港)工業貿易署ウェブサイト。

分野の効果が大きくなったとは思えないため、信頼できる推計かどうか疑問である。実際のところは、やはり大部分の雇用創出が中国本土の個人観光客の増加に起因しているのではないだろうか。

中国本土での香港人の就業については、CEPA 譲許のうち、専門職業サービスと個人営業(中国語では「個人工商戸」)が直接関係するものと思われる。前者の効果についてはサービス提供者証明書の発行件数(表5)が参

考となるが、わずかな件数にとどまっている。また、後者は、広東省工商行政管理庁の集計によると、2005年の第3四半期までの累計で投資案件が1640件、就業者が3402人である（香港政府駐粵経済貿易弁事処[2005:2]）。いずれも、特段に大きな数字ではない。また、サービス分野の開放にともなう企業進出が中国本土での香港人の雇用にどの程度貢献したかは、明らかではない。

このようにCEPAの影響は、本来のFTAの範疇に含まれない、中国本土住民の個人旅行が解禁された影響が大きい。つまり、本来のFTAとしての効果は、比較的小さいようである。しかし、中国政府からみれば、香港経済の活性化が実現したことで、CEPAの政治的な使命はひとまず完了したともいえる。

2. CEPAの運用実態

では、FTAとしてのCEPAの実態は、どうなっているのだろうか。CEPAの制度上および運用上の問題も合わせて、以下検討していきたい。

(1)財の貿易

第1節において、CEPA原産地規則が制定されていない品目は企業の要請に応じて追加されるが、半年から1年程度の時間を要すると述べた。さらに、すでに原産地規則がある品目についても、CEPA適用には2段階の事前審査がある。まず、(1)（香港）工業貿易署での「工場登録」を行い、生産能力や計画を報告する。その後、(2) 工業貿易署もしくは指定経済団体での原産地証明書の発行申請を行う。CEPA II以降に指定された未生産品については、(2)の代わりに生産計画書の提出が求められる。これらの資料を中国商務部へ送付して協議した後、正式な認可が下りる。ただし、申請の約5%は却下されている。

こうした煩雑さのため、CEPAの実効性は、今のところ芳しくない。2004年中のCEPA I適用に関する原産地証明書の発行件数は3008件、実際の貿易額では11億5000万香港ドル相当にすぎない。このうち、2004年中に実際

表6 CEPA サービス提供者証明書の発行状況
(2005年12月末までの累計)

分野	申請数	発行数
1. 法律	10	10
2. 建設	50	47
3. 医療	1	1
4. 不動産	17	16
5. 広告	74	70
6. コンサルティング, 会議・展覧会業務	40	33
7. (付加価値)通信	28	23
8. 音楽映像サービス	13	11
9. 小売	252	246
10. 損害保険	3	3
11. 銀行	5	5
12. 証券・先物	3	3
13. 旅行業	3	3
14. 運輸(航空以外)	432	423
15. IT	10	8
16. 職業紹介・人材仲介業	9	9
17. 航空運輸	3	3
18. 商標代理サービス	1	1
合計	954	915

(出所)(香港)工業貿易署ウェブサイト。

に輸出されたのは、9億9000万香港ドル(香港の対中地場輸出の2.6%)にすぎなかった(工商科技局[2005:2])。2005年1月以後は、CEPA I 譲許のみでも発行件数が2004年分より5000件強増加した。さらに飲食品の発行件数はCEPA II 譲許により急増している(表5)。しかし、全体的にみると、貿易総額に占めるCEPA適用額は、未だ小さいままだと思われる。

(2)サービス貿易

サービス分野では、CEPAサービス提供者証明書の取得に関する統計がある(表6)。CEPAサービス提供者証明書とは、香港のサービス提供者としてCEPAの適用を受けるのに必要なものである。同証明書の発行件数は915件(2005年12月まで)であるが、2004年11月には700件であったため、CEPA II 以後に大きく増加したとはいえない。さらに香港総商会によると、2004年11月時点の取得企業のうち、実際に中国本土での営業を開始したのは200社にすぎない(Hong Kong General Chamber of Commerce [2004:1])。

原因として、地方政府による地元企業に対する保護政策や、本土側における手続きの煩雑さ、政府部門間の齟齬などが挙げられている。

問題の一部は、中央政府にある。たとえば、航空に関する運輸補助や旅行代理店における航空券発券業務では、民用航空総局が外資企業への許認可を渋っていることを香港総商会は指摘している（Hong Kong General Chamber of Commerce [2004：17] [2005：4]）。ただし、より深刻な問題は、地方政府にある。第1に、地方政府にはCEPAに関する知識が不足していることが多い。省政府よりも、地区級以下の政府の方が深刻だといわれる。さらに、中国本土ではサービス分野の許認可自体が複雑であるため、CEPA適用による進出の際も、こうした地方政府に許認可を求めなければならない。深圳市の場合を参考に、類型化する⁽⁸⁾（深圳市貿易工業局外資本審批処 [出版年不明]）。

まず、比較的単純なのが次の4類型である。

- ・中央省庁の審査のみ（物流、銀行⁽⁹⁾）
- ・中央省庁（商務部以外）→商務部（証券）
- ・省の審査のみ（会議・展覧会業務）
- ・地区級市の審査のみ

中央省庁や省の審査のみを受ける業種は、僅かである。多くの業種は地区級市のみ、もしくは以下のように複数の段階の審査を経なければならないことが多い。

- ・地区級市→中央省庁
- ・地区級市→省→中央省庁
- ・中央省庁（商務部以外）→省

さらに、地方もしくは中央において、CEPA全体を管轄する商務・対外経済貿易部門と、各産業を管轄する部門に分かれて審査するため、以下のような類型も存在する。

- ・地区級市→中央省庁（商務部以外）→商務部
- ・地区級市関係部門→中央省庁→地区級市対外経貿部門
- ・中央省庁（商務部以外）→地区級市→商務部

それでも、珠江デルタでは既に香港企業の進出が多いため、地区級市以

下の政府でもCEPAの規定を熟知しており、CEPA適用による企業進出の案内をウェブサイトに掲載している。しかし、従来、香港企業の進出が少ない地域では、CEPAの内容を知らないことや、誤った解釈を行うこともあるという。

こうした運用上の問題に関して、正式にはCEPA連合指導委員会が解決に当たるとされている。つまり、当事者である香港企業は、まず香港政府の担当部門である工業貿易署に訴え、同署が上記委員会の場で中国政府の担当部門である商務部に問題を伝える。その後、商務部は関係官庁との協議や調査官の現地派遣による調査を通じて、問題の把握と解決に努めることになっている。しかし、これでは時間がかかるため、香港の工業貿易署が地方政府に直接連絡を取り、説明することもある⁽¹⁰⁾。

ただし、地方政府の問題と香港政府の対応については、財界と香港政府の間に認識の違いがある。香港政府は、多くの場合、香港企業の現地法制に関する知識不足が原因であると指摘し、香港政府の対応や支援も十分だと主張している（「港府稱會跟進CEPA不足」【『明報』2005年3月23日】）。一方で、香港総商会は地方政府による保護政策の存在を主張し、また香港政府が一国家二制度を理由にして、中国本土の制度改革に関する要求に躊躇している点に不満をもっている。建築士で、香港政府の行政會議召集人や香港專業聯盟主席を兼務する梁振英も同様の主張をしている。彼はとくに地方政府の問題について、(1) 運輸や流通分野の大企業では少ないが、個人や零細な事務所として活動する専門職サービスで大きい、(2) 中央直轄（省級）市たる上海までもがCEPAを曲解し、進出案件を拒否した事例⁽¹¹⁾がある、と指摘している。さらに(2)の案件への対応に関して、(3) 董長官は中央政府への直談判を躊躇した、(4) 香港政府（工商科技局工商科）も事情を直に呑み込めず、対応が遅れたと批判した（梁振英「CEPA効果遜預期」【『明報』2005年1月2日】）。

これとは別に、CEPAの「賞味期限」問題もある。CEPAでは、WTO譲許にない新規譲許が少ない。CEPA譲許のうち香港独資の早期開放は、GATS譲許が実施された時点で、香港企業の優位性が失われる。主な分野を挙げると、建築士（2004年1月～12月）、広告代理店（2004年1月～2005年

12月), 小売業 (2004年1月～12月), 保険 (2004年1月～12月), 銀行など (2004年1月～2006年12月), ホテル (2004年1月～2005年1月), 旅行代理店 (2004年1月～2007年12月), 運送補助業務 (2004年1月～12月もしくは2005年12月) の例がある (カッコ内は「賞味期間」)。つまり2007年頃には, CEPAの存在意義が半減しているといえる。確かにGATS譲許で独資が認められていない分野では, 今後もCEPAの価値が残る。しかし, 問屋・卸売り, 運送業の一部等に限られる。

3. CEPAの改善の可能性

CEPA II 公布後すぐ, 香港総商会は「香港-内地商会聯席会」が本土の地方政府によるものを含めた実施状況を監視し, CEPA連合指導委員会を補佐することを提案している (Hong Kong General Chamber of Commerce [2004:5])。だが, CEPA IIIでも採用されなかった。2005年12月現在, CEPA IVに向けて三次補充協議が行われる様子はみられない。3段階に渡るCEPA交渉でもGATS譲許以外の新規譲許が多くは実現しなかったため, 香港総商会も香港・中国両政府に追加交渉を求めている。おそらく, 継続交渉を行っても, さらなる譲許を中国本土に約束させることは困難であろう。本節で取り上げた問題点のうち, 制度的な問題は解決の目処がない。今後は制度運用上の問題について, CEPA連合指導委員会のような既存の枠組みにおける解決を図るしかない。

第4節 まとめ

CEPAはWTO協定との整合性を一応確保している。ただし, 一部の品目について原産地規則が制定されておらず, 申請に応じて事後的に制定される予定になっている。少なくとも2013年 (CEPA本協定締結から10年後) までには, 残りの原産地規則の制定を完了するべきである。そうでない場合, GATT24条に違反となる可能性もある。

また、CEPAは、日本が締結してきたEPAのレベルには到達していない。具体的な問題点は、第1節や第3節で述べたとおりである。ただし、財の貿易よりもサービス分野の方が差は大きい点を指摘しておく。第1の理由は、GATSのサービス分類154種のうち、GATS+JSEPA譲許では日本・シンガポールとも130を越えるのに対して、中国本土のGATS+CEPA譲許は100に達しない点である。第2にJSEPAの後、日本はメキシコとのEPAを締結し、サービス分野譲許についてポジティヴリスト方式からネガティヴリスト方式への転換を図っている。つまり、より質の高いFTAを目指すようになった。ただし、ネガティヴリストでは、内国待遇や市場アクセスの譲許内容が分かり難いという難点もあり、市場開放が不十分な途上国とのFTAではポジティヴリストが適当な場合もある（宇山 [2005: 51]）。

CEPA交渉過程の分析からは、WTO加盟を果たしたばかりの中国から新規分野あるいは、既存開放分野における追加譲許を得ることが容易ではないことが確認された。サービス分野では、新規分野の譲許が9分野にとどまったが、最後のCEPAⅢ（二次補充協議）の締結まで交渉には約4年かかっている。また、財の貿易に関してWTO協定の要件を満たすCEPAⅡ（補充協議）までの交渉期間は、約3年である。日本とASEAN主要国とのEPA交渉期間と比べて、特段に短いとはいえない。むしろ、日本が締結したEPAの完成度が高い点を考慮すると、むしろCEPAの方が交渉の進展は遅いのかもしれない。

最後の問題が、実効性の確保である。少なくとも香港の経済界が期待したほどの成果は上がっていないようである。運用上の問題（とくに地方政府による譲許の曲解や保護政策による妨害）が存在するか否かで、香港でも政府と経済界の見解が異なる。しかし、CEPAで回避された中国本土の許認可制度の改革は、やはり実効性の確保に必要だと思われる。また、香港に限らず、仮に日本と中国がFTAを交渉したとしても、事実上ステップバイステップ型の交渉を迫られるのではないだろうか。FTA交渉を1回のみで終わってしまうと、実効性が上がらない場合の対処が遅れる恐れが大きい。本協定の締結後も、CEPAのように補充協議を行うことを明記するべきだろう。

このように協定の内容や実効性のみを評価するならば、CEPAからは将来の日中間のFTAや東アジアFTAに明るい材料を見出せない。しかし、CEPAは中国とのFTA交渉の課題と教訓を見出すための絶好の材料であった。まず、中国とのFTAでは従来のEPAと比べ、協定内容の質的低下や交渉の長期化が不可避である。また、協定の実効性を担保することも容易ではない。したがって、中国とのFTA交渉は妥結を急がず、中国側に協定内容を履行させることに重点を置くべきだと考えられる。交渉の手順として、すべてをFTAに盛り込まず、先に投資協定の強化を図っても構わない。いずれにせよ、日本がFTAや投資協定を通して、中国国内の経済構造改革に深く関与する必要がある。また、進出した日本企業が現地で紛争に見舞われた場合、中国の地方政府との交渉も含め、日本側の政府機構が積極的に問題解決に関与し、その成果を協定に反映させるべきである。そのためには、CEPA連合指導委員会に類似した常設機関もしくは定期会合が必要だと思われる。

ただし、本稿の分析には2つの問題がある。第1に、中国側の国内調整過程について分析できなかった。第2に、CEPA自体も継続交渉の見通しが立っていないため、残された課題の解決方法には言及できなかった。なお、CEPAは香港側の譲歩が全くない不平等条約である。また、中国にとってもWTO加盟直後にFTA交渉を行うこと自体が厳しい作業であったことは想像に難くない。したがって、中国にとってFTAの締結が本当に最善の策なのか、検討する必要性もあるのではないだろうか。この点を最後に指摘しておきたい。

(付記) 本稿は、2006年1月時点での情報に基づいたものである。2006年6月にCEPA第三次補充協議が締結されたが、大きな進展はなく、本稿の趣旨にも変わりはない。

〔注〕

- (1) 日本政府のFTA/EPA戦略については、外務省 [2002] や経済産業省 [2003] を参照。
- (2) 中国ではCAFTAという略称が用いられているが、中央アメリカFTAの略称と重なる。そのため、本稿では使用を避けた。

- (3) 財の品目は、別途条約によりHSコードが制定され、多くの国で採用されている。上6桁が国際的に共通であり、下4桁は各国毎に細分類が決められている。
- (4) 分類しにくい項目もあったため、若干の誤差があるかもしれない。
- (5) ただし、教育や健康・社会事業では、CEPAの枠組みの外で、大学や病院などが中国本土側の深圳などに進出あるいは協力相手をもつ動きもある。
- (6) シンガポール、日本のGATSおよびJSEPA譲許については、外務省ウェブサイトを参照。
- (7) 筆者による香港総商会でのインタビューおよび、香港総商会 [2000: 付件三-13]。
- (8) 会社設立に関する諸手続きを除く。
- (9) 独資の場合のみ。ただし、審査は2段階（中国人民銀行の支店→中国人民銀行本部）。
- (10) 香港工業貿易署でのインタビューによる。
- (11) 香港の建築士が上海で事務所開設を申請したが、上海市当局は、意匠設計士、構造設計士、設備設計士を揃えた企業のみがCEPA適用対象だと判断し、これを却下した。サービス分野の分類では専門職業サービスとしての建築士等と、建設業の2分野が存在する。CEPAでは、いずれにも独資を認める譲許がある。結局、前述のCEPA連合指導委員会で取り上げられた後、(中国)建設部の指導に従い上海市当局も認可を下した。ちなみに日本の建築士資格では、上記の3区別がない。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 宇山智哉 [2005] 「FTAにおけるサービス貿易自由化の方式——日本フィリピン交渉の評価」(『貿易と関税』第53巻第4号, 4月, pp.44-56)。
- 外務省 [2002] 「日本のFTA戦略」10月 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/policy.html>)。
- 経済産業省 [2003] 「東アジアとの経済連携強化と多層的アプローチによる対外経済政策の推進」(『通商白書2003』 pp.182-202)。
- 竹内孝之 [2001] 「兩岸経済統合の政治的意義と障壁」(日本現代中国学会『現代中国』第75号, pp.161-178)。

〈中国語文献〉

- (香港) 工商科技局 [2005] 「『内地與香港關於建立更緊密經貿關係的按排』对香港經濟的影響」2005年4月19日。
- 深圳市貿易工業局外資本審批處 [出版年不明] 「深圳市關於CEPA服務貿易審批事項說明」。
- 香港總商会 [2000] 『從商界角度看中国加入世貿对港商的影响』。

—— [2003] 『内地與香港更緊密經貿關係安排 商会評估報告』。
香港政府駐¹⁾經濟貿易弁事処 [2005] 『駐¹⁾經貿弁通訊』 総第187期, 10月28日。

〈英語文献〉

Hong Kong General Chamber of Commerce [2003] *CEPA Questions- I*, July 2003.

—— [2004] *CEPA III-HKGCC Wish List*, December 2004.

—— [2005] *CEPA III-HKGCC Wish List: Supplement*, July 2005.

New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade [2001] *Hong Kong and New Zealand: Initial Analysis of the Bilateral Trade and Economic Relationship and Background to a Possible "Closer Economic Partnership" Agreement*.

World Trade Organization, Committee on Regional Trade Agreements [2005] *Closer Economic Partnership Arrangement between China and Hong Kong, China: Questions and Replies*, WT/REG162/5, 20 May.